

改正女性活躍推進法及び パートタイム・有期雇用労働法等 「予約制個別相談会」実施中！

お申込みはFAXで！
申込書は裏面

改正女性活躍推進法、パートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月1日より順次施行されています。事業主の皆さま、ご対応はお済みですか？

法改正ってどこが変わったの？そもそも何から始めていいの？等、お困りごとはありませんか？

これら法改正に関する皆さまの疑問解消を目的として岐阜労働局では相談会を実施いたします。

(新型コロナウイルス感染症対策として、密な状態を避けるため、「予約制個別相談会」といたします。)

また、本相談会のほか、当局委託事業である「働き方改革推進支援センター」より専門家を無料で派遣することも可能です。

女性活躍

【改正 女性活躍推進法】

- ①数値目標に関する項目の選択項目の拡充
及び数値目標を定めた行動計画の策定
- ②女性の活躍に関する情報公表内容の拡充
- ③行動計画策定・情報公表義務の対象拡大
※③のみ、労働者数101人以上300人以下企業
令和4年4月1日から（それまでは努力義務）

同一労働 同一賃金

【パートタイム・有期雇用労働法】

- ①不合理な待遇差の禁止
- ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

パワハラ 対策

【労働施策総合推進法】

- パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設
(令和2年6月1日施行)
※中小企業事業主は、令和4年4月1日から（それまでは努力義務）

子の看護休暇 介護休暇

【育児・介護休業法】

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得可能

女性活躍推進法の
行動計画の策定方法を
教えてほしい

育児・介護休業法の
規定整備について
アドバイスが欲しい

同一労働同一賃金
のためにどのように
取り組んだらいいの？

ハラスメント防止に向けて
どのような対策を
講じる必要があるの？

【予約制個別相談会等お申込み先・お問合せ先】

岐阜労働局 雇用環境・均等室

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 4階

TEL(058)245-1550 / FAX(058)245-7055

「本相談会」や「働き方改革推進支援センター」の専門家派遣のご希望は裏面の「申込書」にてFAXでお申し込みください。

